

## 文化審議会第4期第4回美術品補償制度部会 議事録(案)

1. 日 時 平成27年1月29日(木) 14:00～16:00

2. 場 所 文化庁特別会議室(旧文部省庁舎5階)

3. 出席者 (委員)

馬淵部会長, 鈴木部会長代理, 箱守専門調査会長, 大原専門調査会長代理,  
岡部委員, 佐藤委員, 田中委員, 富田委員, 雪山委員, 白原委員

(事務局)

有松次長, 山下文化財部長, 早川美術学芸課長, 渡辺課長補佐

4. 議 題

- (1) 美術品補償制度の在り方について
- (2) 審査(諮問・答申)(非公開)
- (3) その他(非公開)

※議題(2), (3)は, 「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成26年4月17日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

(1) 美術品補償制度の在り方について

馬淵部会長: それでは, 議題(1) 美術品補償制度の在り方についてに進みます。展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては, 「政府は, この法律の施行後3年を目途として, この法律の施行の状況, 社会経済情勢の変化等を勘案し, 国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から, 補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え, 必要があると認めるときは, その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ことが定められています。

本部会としましては, 一昨年に本部会で行った関係機関等からのヒアリングにおける主な意見や制度の運用状況等を踏まえ, 今年度中を目途に美術品補償制度の在り方に関する「審議のまとめ」を取りまとめたいと考えております。

前回の本部会では, 「審議のまとめ」の骨子案について様々御議論いただきましたが, その際の議論を踏まえ, 事務局において「審議のまとめ」の素案を作成していただきましたので, 説明をお願いいたします。

渡辺補佐: それでは, 今, 部会長からおっしゃっていただきました「審議のまとめ」の素案を含めて, 資料2から資料6までを御覧いただきたいと思います。

最初に, 資料2から御説明させていただきたいと思います。資料2につきましては, 前回の部会において, 「審議のまとめ」の骨子案について様々御議論いただいたところですが, その際に頂いた主な御意見についてまとめた

ものでございます。

最初の項目が補償範囲についてということでございますが、補償範囲50億円の引下げに関しまして、いきなり1億円に下げることには無理でも、一定の配慮があってもよいのではないかと御意見ですとか、より保険料の引下げ効果を得るために50億円の引下げが必要ではないか。また、保険料の軽減率が会社によってばらばらであり、それが不信感を生んでいるのではないかと。また、引下げを引き続き目指すということの見通しについて伺いたいといった御意見がございました。

また、2ページ目に参りますけれども、一方で50億円だから適用件数がなかなか増えないという理屈が果たして通るか。今できることをやらずに、ただ50億円を引き下げろというような議論も難しいのではないかと御意見ですとか、どういった戦略で50億円を今後引き下げようとしていくのか、文化庁だけでなくこの場で議論をしなければならないという御意見。また、この50億円の引下げに関して、どのような目的で議論していくべきかというような御意見も頂きました。

50億円を引き下げる意味や目的が何なのかを議論することが重要である。また、50億円を引き下げることで、これまでの支援の在り方が変わるということを考える必要がある。それから、美術館・博物館が今までできなかったことをできるようにするための制度としての見通しを持つべきである。それから、誰を対象として支援するのかを明らかにしなければ誰もが不満に思う制度になってしまうのではないかと。引下げを目指す際に、私立を含めどういったレベルの組織へ支援するのかの目標を議論すべきではないかと。

それから、美術館の学芸員が作った企画を応援するような制度を望むという御意見。また、広くこの制度が使えることになる方が日本の美術や文化の振興に大きな意味を持つのではないかと御意見がございました。

そのほか、補償範囲以外の御意見に関しまして、50億円を動かすのが難しいということであれば、次善の策として手続の簡略化ですとか、申請したい美術館・博物館への手厚いサポートといったようなことも課題ではないかと。それから、日本の制度について、国内外に対して分かりやすくPRする機会を設けるとよいのではないかとといった様々な御意見を頂いたところでございます。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思いますが、こちらは前回の部会においてお配りしたデータを時点更新したものでございます。更新した内容としましては、1月12日付けで、前回の部会で答申を頂きましたルーヴル美術館展について、新たに補償契約を締結いたしましたので、その時点更新を行っております。したがって、展示会の件数ですとか、回数といったものが多少増えております。

それから、特に11ページを御覧いただければと思いますが、こちらは今回新しく追加したグラフでございます。こちらの海外から美術品を借り受けて行う展示会数のグラフは、10ページの表を視覚的に分かりやすいようにグラフ化したものですので、内容としては新しいものはございません。こちらについ

ては適宜データとして参照いただければと思っております。

続きまして、資料4を御覧いただきたいと思えます。先ほど部会長からお話がありましたように、前回の部会において御議論いただきました審議のまとめの骨子案につきまして、皆様から頂いた御意見を踏まえまして、事務局の方で審議のまとめの素案として作成したものでございます。資料4につきまして、内容をかいつまんで御説明させていただきたいと思えます。

まず、「1. はじめに」の部分におきましては、展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則に書かれていることの紹介、また、それを受けてこれまでのこの部会においてヒアリングを行い、検討してきたということに記載をさせていただいております。

次に、「2. 美術品補償制度の運用状況等」というところでございますが、こちらについては基本的に、前回提示いたしました骨子案に少し書かせていただきました内容を膨らませたものになっております。データについては時点更新を行っております。例えば制度の運用実績につきましては、制度の発足以来3年半余りで17件、巡回展の開催館ごとに数えると延べ36回というデータ、それから、延べ36回の展覧会のうちで15回が東京で開催されているということ。それから、延べ36回の展覧会のうちで国立館での開催が18回、公立館での開催が17回、私立の開催が1回というデータを記載しております。

次に、2ページ目に参りますけれども、引き続きデータ等の紹介・分析になっております。一番上のマルにつきましては、補償対象の美術品の総評価額が50億円を超える展覧会のうちで、所有者の意向あるいは申請手の負担を考慮した結果、制度の適用を申請しない事例も存在するということが記載しております。

次に、保険料の軽減という部分ですけれども、これまで補償制度を適用した展覧会の軽減効果を平均いたしまして、つかみの数字にはなりますけれども、総評価額が500億円を超える展覧会では平均でおおむね5割程度。50億円を超え、かつ200億円未満の展覧会では、平均でおおむね4割程度保険料が軽減されているということ。

それから、次の海外所有者への制度の適用状況というところにつきましては、これまでに制度が適用できた海外の美術館・博物館等の所有者は、16か国・地域の61館・団体。一方で、制度が適用できなかった海外の所有者は6か国の25館・団体ということに記載しております。制度が適用できなかった所有者についての制度を適用できない理由として、その2つ後のマルに記載しております。

主な理由として5点挙げておりますけれども、1点目は、通常、所有者が利用している民間保険会社又は保険ブローカーを利用したいということ。2点目として、裁判管轄地が所有者の所在する国ではなく日本となるということ。3点目として、所有者自身が補償契約の契約当事者となっていないということ。4点目として、契約の解除あるいは補償金の減額が任意に行われるということが不安。5点目として、主催者側の行動が原因で契約解除あるいは補償金額の

減額が行われることが納得できないといった理由を挙げております。

最後に、展覧会の開催状況ということで、先ほども少し御紹介いたしましたけれども、海外から美術品を借り受けて行われる展覧会の件数の分布と見ますと、50億円以上の展覧会と10億円未満の展覧会というふうにおおむね分布が分かれているということを記載しております。

次に、「3. 美術品補償制度の創設による効果及び課題」ということで、3ページ以降に記載しております。まず、美術品補償制度の創設による効果ということですが、こちらについては昨年度の部会においてヒアリングでも頂いた御意見なども踏まえながら記載したものでございます。

まず、これまで開催ができなかった展覧会が、この制度の適用によって開催可能となった。また、展覧会の展示作品の質、量の充実が図られたということに記載しております。それから、これまで交流の少なかった国と交流するきっかけとなったということ。

次のマルとして、制度の活用による国民的利益の還元に関する取組が行われた。その一つとしては、ほとんどの展覧会で入場料の無料化や軽減の何らかの取組が行われたということで、延べ36回の展覧会で見ますと、高校生の入場料の一部会期無料化や軽減が行われた展覧会が18回に上ったというデータでございます。併せて教育普及活動の充実が図られたということ。また、開館時間を夜間まで延長するという取組がなされた事例もあったということに記載しております。

それから、最後のマルとして、制度の適用を申請することが、美術館・博物館にとっても、その館の設備、運営体制一般について見直し、改善の機会となったということに記載しております。

次に、(2)の部分、美術品補償制度に係る課題の部分ですが、まず、1点目としてはこの制度発足から3年半余りで17件という件数は、当初想定していた年間10件程度と比べても、実績として必ずしも制度が十分に活用されていると評価することは困難であるということ。また、制度が適用された展覧会が、特に東京に所在する美術館・博物館での展覧会に集中しているということ。

次に、4ページに参ります。申請書類が多く、書類の作成が申請者にとって負担である。また、申請書類の提出時期、提出方法が柔軟性に欠けているということ。このほか、海外所有者が制度適用を受け入れない場合があるということ。また、損害が発生した際の制度の運用指針が整備されていないといったことを課題として挙げております。

こういった課題を受けまして、「4. 今後の対応方策」というところですが、前回も様々御議論いただきました補償範囲、いわゆる50億の部分につきましては、(1)のマル1のところでも少し詳しく書かせていただいております。まず、1つ目のマルですが、ヒアリングにおいて50億円を引き下げることについて多くの要望があったということ。また、この50億円の引下げの検討に当たっては、冒頭に少し触れましたけれども、美術品補償法の附則の第2項に、検討の勘案点として、法律の施行状況と社会経済情勢の

変化を明記していることを踏まえる必要がある、と記載させていただきました。

次のマルについては、実績の話になりますけれども、3年半余りで17件ということ。それから、借り受ける美術品の総評価額が50億円以上の展覧会のうち、制度が適用されたのが3割程度にとどまっているといった実績を踏まえまして、この制度が十分に活用されていると評価することは困難な現状にあると記載しております。

それから、次のマルにつきましては、今回特に新たに記載した部分になりますけれども、仮に50億円の引下げを行う場合に、次のような課題を解決することが併せて必要になると考えられるということで、ここでは3点記載させていただきました。

まず、1点目としまして、例えば50億円を10億円程度まで引き下げても自己負担額である10億円に近い規模の展覧会では保険料の軽減効果が薄くなります。一方で、今でも対象としているような数百億円規模の展覧会では、現在よりも保険料の軽減効果は大きくなってまいります。こうしたことを考えますと、仮に引下げを行うとなった場合に、大規模展覧会の主催者が制度の活用によるメリットを一層享受する。一方で、中小規模の展覧会的主催者にとっては、制度の活用によるメリットは少ないと考えられます。したがって、今以上に大規模展覧会的主催者が利益を得る結果になることが考えられます。

また、2点目としまして、当初のこの50億円も、官民の役割分担の観点から50億円になった経緯がございますけれども、既に美術品保険を行っている民間保険会社が負担する規模の損害まで国が負担することとなると、民間保険会社の事業の機会を奪うおそれがあるということ。

3点目といたしまして、借り受けた美術品に損害が発生した場合、50億円を引き下げた場合には国が損害を補償するリスクが高まることとなりますが、そのような場合、今の制度では展覧会主催者から補償料を取っておりませんが、新たに補償料を納付させるべきではないかという議論や、そういったリスクを回避するために審査を厳格に行うべきではないかといった議論が起こることが考えられます。そうしますと、制度そのものを抜本的に見直す必要が生じる可能性があります。現時点においてそういった総合的な検討には至っていない。

今、課題として3つ挙げさせていただきましたけれども、こういった課題をどのように考えるかについても、是非併せて御議論いただければ幸いです。

それから、次のマルですけれども、こうした課題の一方で申請書類が多いということや、海外所有者に制度が十分に浸透していないことなど、運用面で解決すべき課題が存在しております。こういった課題について、できる限り速やかな対応が求められるというふうに記載しております。

最後のマルですけれども、このためということで、まずは制度の運用面で解決すべき課題に速やかに対処して、更なる運用実績を積み重ねた上で、改めて制度の運用状況等を勘案したより総合的な検討を行うことが適切である。当面、

通常損害の自己負担額50億円という現行の補償範囲を維持し、その中で本制度がより一層活用されるように以下の取組を進めることが重要であるというふうに書かせていただいております。

その後続く部分については、主に運用面での改善部分ということになりますけれども、まず、マル2番の申請手続きにつきましては、例えば制度の適用実績のある美術館・博物館の2回目以降の申請において、施設に関する書類の提出を一定期間免除するといったことですか、申請書類の提出時期については書類の追加提出や差し替えを柔軟に認めるということ。それから、審査までに詳細が確定できない書類も、考え方を見るため、暫定の内容での提出を可能とするなど、柔軟に対応していくことが重要だということに記載しております。

続いて、6ページですけれども、提出方法の効率化ということで、書類の内容に応じてCD-ROMなどの電子媒体による提出を可能とするといったことを記載しております。

次に、マル3番の国内外への広報につきましては、国内においても制度の内容がわかりづらいといった御意見もございますので、今にも増して国内への広報を充実させるということ。例えばパンフレットやホームページ等のわかりやすいものを整備することが重要であるということ。

それから、海外所有者への広報ということについても、まだこの制度が十分浸透していないという現状を踏まえまして、国外への広報も併せて充実させることが必要であるとした上で、特に制度を説明するパンフレットやホームページ等の充実や、補償契約約款等についても必要な見直しを図りながら積極的な広報をすることが重要である。その際に、海外所有者がこの制度を適用するに当たっての幾つかの懸念点、よくある疑問点を払拭する内容とするよう留意するということが記載しております。

次に、マル4番ですけれども、損害が起きた際の運用指針を速やかに策定することが必要であるということ。最後にマル5番ですけれども、制度の運用上の工夫についてということで、前回も御意見を頂きましたけれども、特にまだ申請経験のないところについては、申請手続を円滑に行うことができるようサポートするため、例えば申請書類の作成方法等を含めた説明会の実施や、相談を受ける窓口を明確にするといったことが必要になる、と記載しております。

7ページの(2)その他につきましては、ここまでは美術品補償制度自体の話に記載しておりましたが、それに限らず、補助金等もございますので、美術館・博物館が行う特色ある活動に対して引き続き支援を行うことが必要であると記載しております。

最後に、「5. 引き続き検討すべき事項等」というところですが、こちら補償範囲50億円について、前回の部会での御議論を踏まえて、特に追記した部分になります。まず、1つ目のマルについては、今の制度の対象が50億円を超える大規模展覧会であるので、より規模の小さい展覧会を通常開催している美術館・博物館にとっては、制度適用申請をすることができない状況であるということ。

これ以降のマルについては、前回の部会での御議論を踏まえて記載しております。まず、美術品の総評価額が10億円を下回るような規模の展覧会を開催している美術館・博物館等が、1点や2点といったごく少数の美術品を海外から借り受けることができるよう国が支援するという視点も重要である。また、多数の入館者が見込まれる大規模の展覧会ではなくても、学芸員の学術研究の成果を発表する場としての展覧会の開催を支援するという視点も重要である。さらに、制度を適用できる展覧会の対象を広げることで、これまで海外から美術品を借り受けて行う展覧会の開催経験が少なかった美術館・博物館の運営能力の向上を図るという視点も重要である。

その次のマルですけれども、このためということで、これら述べた点についても、この制度を通じて実現が図られるよう、補償契約による制度の補償の範囲については、通常損害の自己負担額50億円の引下げを目指して、引き続き制度の運用状況や社会経済情勢に係る調査分析等を踏まえた総合的な検討を行うことが必要であると記載しております。

8ページでございますけれども、前回も今後の見通しなどについての御意見を頂きましたので、「なお」ということで、先ほど申し上げたような引下げに当たっての幾つかの課題を解決することが前提であるということと、検討に当たってはスピード感を持って対応するため、引き続き今後3年を目途として検討を行うことが適切であると記載しております。

最後の国民の鑑賞機会の拡大という部分ですけれども、この法律の目的としては、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援することが掲げられております。したがって、この制度そのものの改善のみならず、展覧会主催者となる美術館・博物館、それから新聞社・テレビ局等におきましても、この制度をより一層活用しながら巡回展を積極的に導入したり、美術館・博物館等の関係団体の中においても、この制度の活用に向けた周知や情報交換を行ったりするなど、この法律の目的である国民の鑑賞機会の拡大に向けて努力することが期待されるというメッセージを最後に書かせていただいております。

以上が報告書の素案の説明でございます。次に、資料5を御覧いただきたいと思っております。

先ほど「審議のまとめ」の素案の方にも少し記載させていただいておりますが、50億円を引き下げるに当たって、幾つか論点が存在すると考えております。この点についても、本日は是非御議論いただければと思っておりますけれども、こちらは事務局において論点として考えられる点をお示しさせていただきました。

まず、1点目としては、制度適用の要件・基準ということですが、今、文部科学省令などにおきまして、展覧会の主催者の要件や、開催施設の要件、あるいは対象美術品の取り扱いに関する基準を様々規定しておりますが、50億円を引き下げた場合に、こういった要件や基準を満たさない主催者による申請がなされる可能性もあると考えております。そうした場合、50億円を引き

下げた場合のこうした要件や基準についてどのように考えるかということ。

それから、次の点がモラルハザードという問題ですけれども、50億円を引き下げた場合に、今の要件・基準を満たさない主催者による申請がなされる可能性があります。50億円という数字を引き下げますと、今より少ない損害額でも国が補償するというので、展覧会主催者がそれに安心して、美術品の取扱いにモラルハザードが起きるのではないかという指摘が起きかねないわけですが、こういった指摘に対してどういった対応策が考えられるかということ。

それから、審査の厳格化ということで、素案の方に書いたことと重なりますけれども、50億円を引き下げた場合に、国が損害を補償するリスクと申しますか、可能性は高まることになってまいりますので、そういったリスクを回避する観点から審査を厳格に行う必要性について、どのように考えるかということ。仮に審査を厳格に行う場合に、中小規模の美術館・博物館にとって、ますます活用しづらい制度になるということも想定されますけれども、その点をどのように考えるかということ。併せて、現在でも多いという要望を受けている申請書類の在り方についてどのように考えるかということ。

続いて、補償料の納付ということで、これも素案の中にも少し書きましたけれども、今は補償料を納付させない制度となっておりますが、一般的に、今設けられている幾つかの国家補償制度については、補償料を国に納付するというものとなっております。その中で、この制度だけは補償料を納付しないという制度となっておりますけれども、この50億円を引き下げることによって、国が損害を補償するリスクが高まってくれば、それに応じて補償料を納付させるべきではないかという議論も起こりかねないわけですが、現在でも、なぜ補償料を取らないのかという指摘を受けているところもございまして、こういった議論に対してどういった対応策が考えられるかということ。

次に、2ページ目になりますけれども、制度による支援の目的・意義ということで、今の美術品補償制度のそもそもの導入の背景としては、美術品の評価額の上昇などで美術品の保険料が高騰してきた中で、大規模展覧会の規模縮小や開催断念といった事態が生じているということがございました。こうした中で、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催支援ということを目的に創設されたわけですが、50億円を引き下げた場合に、こういった制度による支援の目的というものが恐らく変わってくるのではないかと申しておりますので、そのあたりをどのように考えるかということ。

それから、最後の点といたしまして、今、年間の補償契約の締結限度額について、その年度でどれほど契約の見込みがあるかということ積み上げて算出しておりますが、実績としては、年間の限度額の2割から6割程度の契約金額にとどまっております。制度を適用しなくても、展覧会が開催できるのではないかという指摘も受けているところでございます。

したがって、50億円を引き下げた場合に、例えば今でも大きな展覧会を開催できるところが、規模の小さい展覧会を開催しようとする場合に、この



制度を適用しなくても保険料を賄えるというような事情もあろうかと思imasuので、そうしますと、制度を適用しなくても展覧会が開催できる事例が今よりも多くなることも想定されます。その際の、この制度による支援の意義、制度を適用しなくても展覧会が開催できてしまうことが多くなる可能性があるという状況について、どのように考えるかということをお示しさせていただきました。是非、このあたりも次の議論として御議論いただければと思っております。

資料6は、前回の議事録になりますので、適宜御参照いただければと思imasu。長くなりましたが以上でございます。

馬淵部会長：御丁寧な説明をありがとうございました。それでは、ただいまの内容について審議に入りたいと思imasuが、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

雪山委員：現行の制度というのは、当然のことですけれども、政府の美術品補償制度の対象となる作品の保険料は、総評価額が高ければ高いほど有利である。それから、レンダーの数が少なければ少ないほど有利である。そうすると、結局は何とか美術館から借りる、その中でなるべく各美術館が名品展にならないように工夫されているということは、私は理解できるんですけれども、そういうタイプの展覧会が一番恩恵を受けるということです。

それも、新聞社、テレビ局が事実上の主催者になっていることが多い。要するに、展覧会をやる以上、採算がとれなくてはならない。そうすると、東京と京都とか、大体2会場ぐらい。さらに、このまま進めば東京1会場というのも恐らくあると思imasu。そういう展覧会も出てきています。そうすると、ますます東京への一極集中が進んでしまう。

この制度は本来、なるべく多くの美術館・博物館がこの制度で恩恵を受けられるようにということから始まったことだと思imasuのんですけれども、そして、安倍内閣の今一番のスローガンは地方創生ですが、それに相反するような制度を何となく容認しているような感じがするんです。

いろいろな問題があるんですけれども、この制度ができたとき、すぐ気が付いたこと、これは最初から分かっていたことなんですけれども、申請の手続が非常に複雑です。アメリカの美術館の人間と話していて、そのことはもちろんよく分かっていました。これはいろいろ改善の余地があるだろうと思imasu。

それから、もう一つ、私にとって想定外といえば恥ずかしいんですけれども、特にアメリカの美術館は民間経営の美術館が大半を占めていて、普段から自分のコレクションに対して特定の保険会社で保険を掛けている。そういうことから、日本の国家補償制度の適用を拒否しているところが多いわけです。恐らくそれは民間経営ですから、経営と直接関係している分が恐らくあると思imasuんです。もちろん日本の国家補償制度というものに対して、まだ理解が十分ではないからノーと言っているところもあるし、免責条項が多過ぎるからもうちょっと減らせと言っているところもあり、いろいろ今後改善の余地があると思imasuん

です。

それから、制度ができて、やはり私にとって一番意外だったことは、50億円の分を民間の保険会社に掛けなければいけないわけですが、その掛け金が驚くほど多いということなんです。これは、私は何度も何度も繰り返して言っているんですけども、保険会社によってまるで料率が違います。外国の保険会社、例えばベルギーの保険会社は非常に安いというデータがありましたよね。一般に日本が高く外国が安いというわけではありませんが、特に保険料の問題について、この資料ではほとんど触れていない。それは民業圧迫するわけにはいかないということで、一言で片付けています。

そこで、50億円の分の保険料に関しておよそのルールというものを作れないのか。つまり、50億円に関してどのぐらいの料率で引き受けてくれるのかのおよその基準が分かれば、例えば50億円を10億円に下げたときに、どれだけ利益があるか、あるいはもっと有効なものになるのかというシミュレーションができると思うのです。私が想像するに、その50億円分の保険料、掛け金、保険料率というのがばらばらですし、恐らくシミュレーションができないのだらうと思うのです。シミュレーションができなければ、財務省を説得することなどは恐らくできないと思います。

そういう面に関して、この文章に少しその点が欠けているのではないかという気がいたします。これは非常に難しいということは、私もこの会合に何度も何度も出てよく分かっているつもりですけども、この文章を見る限り、当面はこの50億円問題はギブアップせざるを得ないという内容ですから、その点については、もう少し、私が今お話ししたような問題に関して突っ込んだ意見、文章が出てもいいのではないかと思うのです。

それから最後に、これは私が今置かれている立場にも関わりますけれども、資料5の中に、50億円を下げたらもっと地方の美術館などの申請が多くなるだろう、そういうところは設備も悪かろう、この制度に対応できるような状態ではなかろうということが書いてあるわけですけども、今、例えば日本の公立美術館のかなり多くの部分は1980年前後にできております。富山県立近代美術館は1981年にオープンしており、そろそろ機械設備などの改修の時期に入っている。

御存じのように建設費が高騰しているし、なかなか難しい状況にあるわけですけども、例えば富山県立近代美術館のことで言って申し訳ないですけども、1981年にできている。そして、建物の構造が真ん中に吹き抜け空間があるので温湿度管理が非常に難しい。それから、残念ですけどもスプリンクラーを使っています。それから、耐震強度が足りない。できてすぐ後に国の耐震強度の基準が上がったんです。あれこれ全部改造すると、25億円から30億円ぐらい掛かるだろう。

そこで、それだけ掛かるのであれば、新しい場所に新しい美術館を造ろうということでやってきました。やはりこういう国家補償制度がある。それなら、その恩恵を受けられるような施設にしようと、みんなそういうつもりでやって

きているわけです。

ところが、富山県は、そういう方向で行っていますけれども、やはり特にこの資料5の、地方の美術館は設備が悪いだろうから、この制度が適用できる、恩恵を受ける状態にないだろう云々というのは、私は文化庁が言うべきことではないと思います。

この制度ができたからこそ、やはりもう少し設備をよくしようとか、美術品の取扱いのレベルをもう少し上げようとか、みんなそういうふうに励んでいるわけです。特に地方美術館の立場というもの、今非常に建設費が高騰していて、財政的には苦しい立場にありますけれども、やはりそういう地方の状況を考慮していただきたい。特に資料5の一番上に関しては、文化庁がこういうことを言うのはいかがかなという気がしました。以上のとおりです。

馬淵部会長：ありがとうございます。今の御意見について、あるいは先ほどの事務局からの御説明について、何か御意見がありますでしょうか。

田中委員： 論点の2つ目、モラルハザードというところ。これは現場をやっている人間にとっては、非常に失礼というか、こんな低いモラルでやっているところはどこにもないと思います。保険料が上がるか下がろうが、そんなことで美術品の取扱いが変わるはずがない。全て事故がないように皆さん努力をしているわけです。こんな失礼な、余りに現場を知らない指摘は、怒りをもって撤回してほしいと思います。

馬淵部会長：確かにおっしゃるとおり、保険に払うお金が変わろうが変わるまいが、作品を扱う気持ちが変わるということはありませんので、非常に不思議な論点であろうと、この委員会のメンバーは多分思われると思います。ですから、もちろん金額が下がることによって、それまで制度を利用できなかったところが手を挙げてくるというときの問題点は多分幾つかあると思いますし、経験値において多少劣るとか、先ほど雪山委員がおっしゃったように、施設が十分でないということもありますけれども、だからといって、「安心し、」という表現については、安心は多分そう簡単にはしないだろうと思います。

早川課長： 今、委員の皆様から頂いた御意見は、ごもっともであると思っております。これは、我々も十分な配慮ができておらず、表現が不適切であると思っておりますので、表現ぶりをきちっと修正したいと思っております。また、先ほど頂いた御意見も踏まえて、この報告書の内容も、さらにブラッシュアップさせていただきたい、工夫を加えていきたいというふうに考えております。

箱守委員： あと、素朴な質問なんですけど、1年近く掛けてヒアリングをしてきたわけですけども、前回の部会で急にこういう方向にまとめられるような感じになってきてしまっているのですけれども、こうまとめなくてはいけないのか。私と

しては、ちゃんと見直していくべきではないかという意見を持っているのです。

なぜ見直さなければいけないかというと、適用件数が少ないという中には、1つは約款の免責事項が多くて海外の美術館が認めてくれなかったというのが大きなこととしてあると思います。それから、もう一つは、さっきからよく出ているように、保険料が思ったほど下がらない。そういう中では、展覧会開催直前の忙しい中、申請に人をとられてなかなか準備ができない。そういう中では、このぐらいの軽減なら申請をもうやめてしまおうという人も出てくるのは当然ではないか思うのです。

ですから、そのあたりの実情を御理解の上でのこういうまとめ方なのか、そのあたりが納得いかないというか、この部会としてこういう方向にまとめるのだったら、私は大反対ということをお願いしたい。

というのは、今後適用を推進していくということを書いていらっしゃるけれども、では、3年後はどうなっているかといえば、ますます適用件数が少なくなり、改善が図られるという見通しはないと思います。ないなら今やるべきだと思います。改善が本当になされる方策があるのなら、それはそれで、そういう意見もあるかと思いますが、あと3年待ったらどうなるのか。経済情勢についても今は円安で、評価額を日本円に換算すると余計に高くなり、保険料を払うにも円安分の負担が増えているということになりますから、そういう意味では、経済情勢としては非常に厳しい状況にある。

そういう中では、50億円を見直さない理由がないのではないかと。要は、財務省が言うから見直さないという話ではないのではないかと私は考えています。

岡部委員： 私も箱守委員の意見と一緒にです。ここの委員が皆さん、ささいなことは変えるかもしれないけれども、現行の制度をほとんど変えないということに賛成しているのかどうか、まずすごく疑問なんです。

それと同時に、今回、最初は6月ぐらいまでに、この内容を変えるということで皆さん一生懸命考えて来たと思うんです。ところが、前回の提案で、それも変えないという形で進んでいるわけです。だから、私たちが真剣になって変えようと思ってやってきたことも、ほとんど無駄になったように思うんです。そういう意味では、まずは50億円を変えないとしても、例えばAランク、Bランクに分けて、Bランクは10億円でやってみるという形にして、これからの3年間に何らかの成果がなければこの委員会は意味がないと思います。

そのぐらいの、最低限のことを変えない限り、ほとんど皆さんの意見も無駄になってしまうと思います。

富田委員： 全く私も意見としては変わらないのですが、今回の素案と、論点ですけれども、これは50億円という金額を変えないために無理やり作った感じがするんです。特に論点の方の最初のところですが、50億円を引き下げた場合、こうした要件や基準を満たさない展覧会主催者による申請がなされる

可能性がある。これは端的に言って、こういう申請があったら、それを却下すればいいだけの話であって、そもそも論点になっていないと思うのです。

それから、その下のモラルハザードは、先ほど田中委員がおっしゃったことを踏まえれば、これはまさに当然のことであって、これを論点に乗せること自体が既におかしいと思います。

そうすると、50億円を下げないことの本当の問題点は何なのかということが実は全く見えてこないんです。3年間やってきて、例えばこの素案の方でも、わずか17件しかというような表現をしているのですけれども、これは3年間で17件、そして回数にしたら30回以上適用しているというのは、決して僕は少ない数だと思いません。

先ほど箱守委員からも御指摘がありましたけれども、非常に厄介な手続がある。そして、保険料の軽減率が低い。その中で17件、36回というのは、十分な実績だと僕は考えていますので、そういうような表現を盛り込むべきだと思います。今まで十分に活用されてこなかった、だから50億円に手を付けるのはおかしいというような論調が様々なところに透けて見えてしまっているんです。これは本当に変える気があるのかということ、文化庁の方にも聞きたいと思います。

白原委員： 前回この会議でも申し上げたことの続きになりますけれども、これは、引き下げないことが決まった前提での議論なのかということをもう一回お伺いしたいのです。つまり、例えば期末までにまだ財務省などと交渉の余地があるのか、この会議での意見を反映していただける時間の余裕があるのかどうかを、まずお伺いしたいと思っています。

先ほど富田委員がおっしゃられたように、非常にネガティブな言葉がたくさん書かれていますが、資料3のデータの14ページに、50億円を引き下げたら制度を利用したいと思うかというアンケート結果がございます。

50億円が仮に引き下げられた場合、利用したいと思う館が69%あるということですが、この結果をネガティブにとるか、ポジティブにとるかだと思うのですが、この69%の館が、申請要領を読んで応募することを検討したいと考えているという数字は、私はすごく重要なのではないかと思います。

今回追加された11ページの「海外から美術品を借り受けて行う展覧会数」の棒グラフを見ると、平成27年度で展覧会の総数が190回、そのうち50億円以上が42回、「1億円以上10億円未満」より上の展覧会を足すと全体の50-60%の展覧会数になります。これは巡回展を1回と数えているので、会場ごとの数字とは少し違うかもしれませんが、例えば10億円、20億円まで下がれば申請を考えるという人たちがいるという数字に見えてくると思うのです。

地方の施設が、自分たちの施設をこの制度に見合う形まで持っていきたいという長期的な目標を立ててくれるような、やりたいという意見がこのデータから見えてくるのにもかかわらず、この3年間も50億円を維持するということ

は、この制度を使っていただきたいという姿勢が見えず、ますます先細りの状況になっていくだけなのではないか。ですから、私は、こういう意見があるということをもう少しポジティブに捉えてほしいと思います。

ただ、私が最後に申し上げたいのは、10億円に突然下げることがいいのかというのはあると思うんです。今、50億円と10億円という2つの数字しか出てきていないのですが、実は50億円以上の展覧会の審議の中でも、国立館でも温湿度など様々な問題があり、それを改善していただきました。地方や小さい施設ではなく、国立の大きなところでも問題があって、そこを直していただいたということが、この3年間でほぼ浸透してきたのではないかと思います。

つまり、そのような大型展をやるところであれば、こういうふうにしなないと通らないということが認知されたとするならば、例えば次の3年間は、30億円か20億円まで下げることで、先ほど雪山委員がおっしゃったように、県立レベルなど、もう少し地方レベルの公立館がどのようにすればこの制度が使えるか、具体的な問題があったから今回の申請はだめでも、次回はそれを改善して、申請してみようと思うような、今度はもう少し地方レベルの公立館が次の段階に上るために、段階的に改善したということになれば、この69%の人たちが関心があるという中で、今度は私立美術館の人たちが目を向けてくれるようになるのではないかとこのことを提案したいと思います。

馬淵部会長： ありがとうございます。ここで、今までの運用に対する「審議のまとめ」を提出しようとしているわけですね。それで、その「審議のまとめ」というのは、この委員会が議論してきたことで、今の皆さんの話を伺ってみると、やはりこの委員会の中では、仮に財務省がだめだと言おうが言うまいが、それ以前にやはり50億円を見直そうという空気が非常に強いと思います。それを数字としてどこまで持っていくのか、10億円までか、あるいは20億円か30億円あたりで一遍止めておくのかという数字のことはさておき、やはり50億円というのは余りにも高いハードルで、制度を利用できない展覧会が余りにもたくさんある。けれども、制度を利用してみたいという希望はかなりあるという前提を踏まえると、「審議のまとめ」の中に、やはりこの委員会の意見として、何とかしてそれを下げてもらいたいという文言を、かなりはっきりとメッセージとして盛り込むことが必要なのではないのでしょうか。

そのときに、仮に50億円を下げたとしても、いろいろな危惧はもちろんあり、それを問題点として記すことは大事なことなんです。このまとめでは、やはりより多く、より広く、展覧会をやる人たちがこの制度を利用して、多少とも経費を軽減させ、それによって全国の人たちが恩恵を被って、よりよい展覧会を見ることができるといって方向を目指しているわけです。

仮にその実現が非常に難しくても、あるいは玉砕してしまうかもしれないのですが、やはりこの委員会としては、そうした委員の皆さんの御意見をもう少しはっきり書くという方向を皆さん希望されていると思うんです。ですから、

最終的に10億円にするか、30億円にするかというのは、我々が決められることではありませんが、少なくともそういう意向を強く持っているという文面を作成していただきたいというのが、今まで出た御意見の総括です。

ほかに御意見ございますでしょうか。事務局の方もかなりいろいろヒアリングをしてくださったり、いろいろな数値をまとめていただいたりして、それを読むと、今申し上げたような、あるいは委員の皆さんがおっしゃっていたような方向に向かっているのも、もちろん事務局の方もそういう意向をくみ上げたいというお気持ちはあると思うのですけれども、数値がそっちに向かい、みんなの意見がそっちに向かっているのにもかかわらず、このまとめの文章が少し腰砕けになっているというのが、皆さんの御不満ということかなと思います。

早川課長： 今、御意見を頂戴いたしましたので、十分にそれを踏まえ、事務局として再検討させていただきたいと思います。あと、この文章の中にも50億円を目指してと書いているとおおり、私どもも50億円の引下げを目指す、目指すべしという思いはしっかり持っております。また、「審議のまとめ」案の表現ぶりも今日の御意見を踏まえ、再度調整させていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

箱守委員： この美術品補償制度は非常に待ち望まれて作った制度であって、この制度ができるきっかけというのは、当時の中川財務大臣が、制度の創設に前向きであったことから始まって、在京新聞五社会の協力も得ながら一生懸命やったという経緯があったと思いますので、引下げについても、場合によってはうまく進んでいかなければ、関係者の協力を得ながら進めるということも戦略としては考えるべきなのではないかということをご提案しておきたいと思います。

馬淵部会長： それでは、本日頂いた御意見を踏まえて、事務局でさらに「審議のまとめ」案をもう一度手直しをしていただきたいと思います。

## (2) 審査（諮問・答申）

- ・ 「マグリット展」に関して、展覧会における美術品損害の補償に関する法律第3条第1項の規定に基づく補償契約を締結することについて、箱守専門調査会長より、平成26年1月19日に開催した美術品補償制度部会専門調査会（第4回）における調査の報告を行った。審議の結果、本展覧会の主催者と補償契約を締結することは適当である旨の答申がなされた。

## (3) その他

- ・ 美術品補償制度適用に係る事前照会申請の取下げがあったことについて事務局から報告を行った。

